

水産流通適正化制度の事業者の届出

【漁業者又は漁協が届出を行う場合】

アワビ、ナマコ等の特定第一種水産動植物を採捕し、譲渡しをする際は、**行政庁（水産庁又は都道府県）への届出が必要**です。

1 届出事項

- (1) 氏名又は名称、住所
- (2) 事務所、工場、店舗、事業所及び倉庫の所在地
- (3) 採捕事業の対象の種類（アワビ、ナマコ）
- (4) アワビ、ナマコを採捕する権限
- (5) 譲渡しの事業の対象の種類（アワビ、ナマコ）
- (6) 譲渡しを開始しようとする日※
※事業の開始が法施行日（R4.12.1）以前である採捕者は、R4.12.1と届出して下さい。

2 添付書類

- (1) 漁業許可証の写し、漁業権行使権を有することを証する書面等
- (2) 代理人が届出を行う場合は、委任状等
※漁協が漁業者に代わって代理届出することが可能です。

3 届出先

届出する者	届出先
漁業権、知事許可漁業者※	都道府県知事
大臣許可漁業者	農林水産大臣

※販売事業を行う漁協は、届出番号を取得することが可能です。

※2つ以上の都道府県知事から知事許可を受けている場合は、農林水産大臣への届出となります。

4 届出方法

原則、電子申請（eMAFF）で届出を行って下さい。行政庁の確認・受理後、**届出者へ届出番号を通知**します。

※eMAFFでの届出が困難である場合に限り、行政庁に対し、書面での届出も可能です。

都道府県知事又は農林水産大臣の許可、免許等に基づき採捕を行う者



行政庁による確認
eMAFF

※eMAFFの利用方法や具体的な届出方法については、別途「届出操作マニュアル」をご覧ください。



水産流通適正化制度の事業者の届出

【加工・流通事業者、輸出事業者、小売事業者等の取扱事業者が届出を行う場合】

アワビ、ナマコ等の特定第一種水産動植物等（加工品含む）を販売、加工、輸出等をする取扱事業者は、**行政庁（水産庁又は都道府県）への届出が必要**です。

専ら消費者に対し**販売、提供する場合**は、**届出は不要**です。

1 届出事項

- (1) 氏名又は名称、住所
 - (2) 事務所、工場、店舗、事業所及び倉庫の所在地※
 - (3) 取り扱う種類（アワビ、ナマコ）
- ※全ての関係する事務所等について届出して下さい。

2 添付書類

- (1) 住民票の写し等（個人）又は定款及び登記事項証明書（法人）
 - (2) 代理人が届出を行う場合は、委任状等
- ※事業者に代わって所属団体等が代理届出することが可能です。

3 届出先

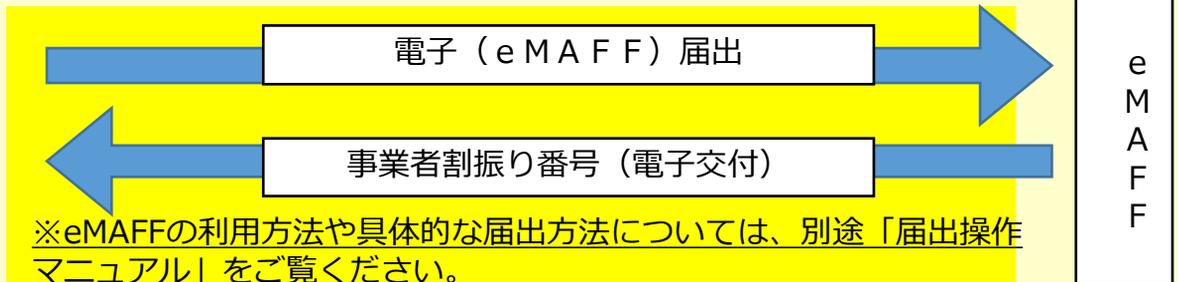
届出する者	届出先
県域事業者 （事務所等が一の都道府県の区域内にのみにある事業者）	都道府県知事
広域事業者 （事務所等が複数の都道府県にある事業者）	農林水産大臣

4 届出方法

原則、電子申請（eMAFF）で届出を行って下さい。行政庁が受理後、**届出者へ事業者割振り番号を通知**します。

※eMAFFでの届出が困難である場合に限り、行政庁に対し、書面での届出も可能です。

加工事業者、
輸出事業者等の
流通事業者、
取扱事業者



※eMAFFの利用方法や具体的な届出方法については、別途「届出操作マニュアル」をご覧ください。

